

習志野市第2次男女共同参画基本計画（改訂版）（案）について

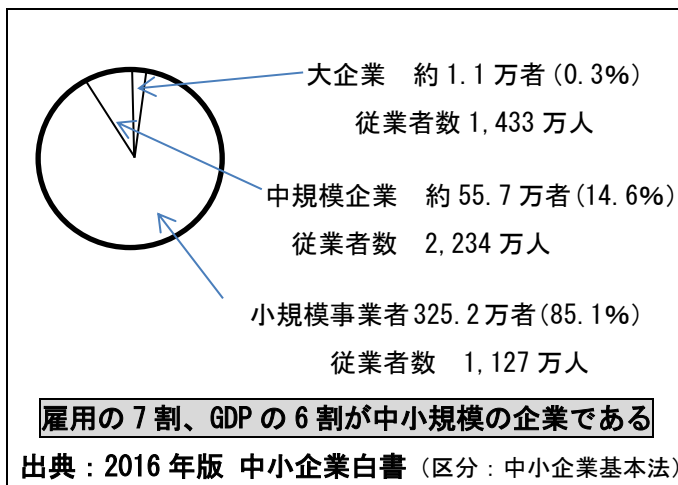
1. 女性活躍推進法において市町村推進計画が位置付けられた背景

男女共同参画社会を形成する上で、男女共同参画社会基本法の基本趣旨であった積極的改善措置（ポジティブアクション¹。同法第2条の（2））が進まず、近年、深刻な人口減少や労働力不足等による経済成長力の停滞が問題視されていた。

このことから国は、事業所等によるポジティブアクションの取組みをより一層強化し、働く意思を持つ女性の個性と能力の発揮をねらいとして「女性活躍推進法」を制定した。

日本が抱える問題	懸念される問題
1 子育て期にある30～40代女性の労働力が伸びない。意思決定に携わる女性が少ない	・女性有業者が増えない ・特に男性の長時間労働が改善されず、家事や育児などの負担が女性に偏る。
2 男性の家事・育児時間が1時間程度であり、国際的にみて低水準	・人口減少とともに、労働生産性はどんどん衰退する。
3 長時間労働が是正されない	

◆同法を推進する自治体の責務



地方自治体の責務

まずは地域に根差す地方自治体が率先垂範の理念で実施し、地域経済を支える事業主においても積極的に取り組むことが必要。

自治体は市町村推進計画を策定することに努める（女性活躍推進法6条の2）。

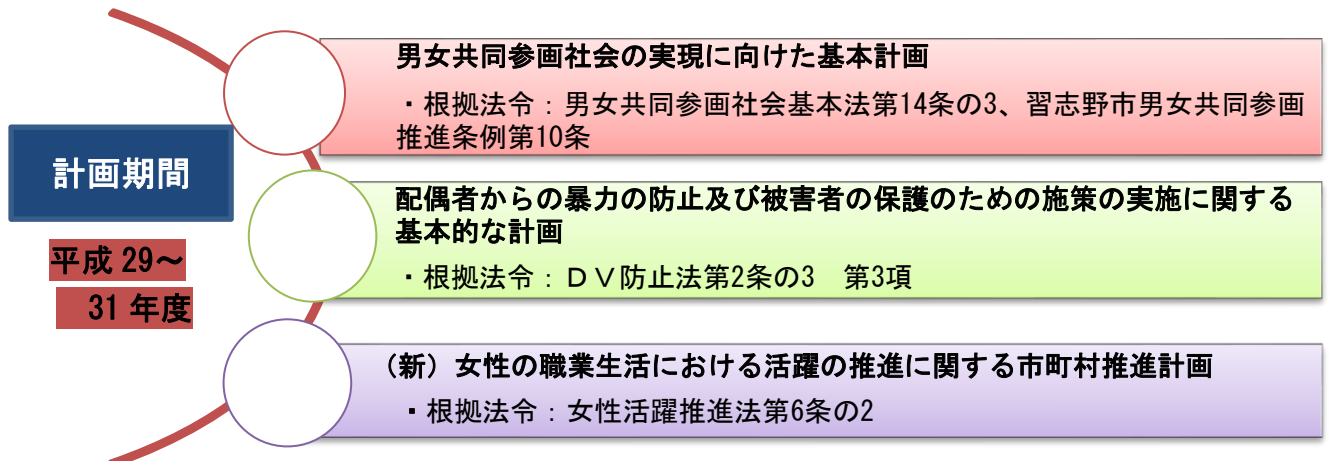
→ 働くことに意欲のある女性や、女性活躍推進を進める市内事業者を支援する。

習志野市第2次男女共同参画基本計画（平成26年度～31年度）を改訂

これまでの計画を踏襲	新たに包含・見直し
・基本理念 ・基本目標 ・計画の体系（枠組み）	・女性の活躍推進（女性活躍推進法による市町村推進計画を包含） ・社会情勢の変化を反映した施策 ・市民協働による取り組みの強化 ・よりよい取り組みを創出する評価の導入

¹ ポジティブアクション（積極的改善措置） 男女共同参画社会を形成するにあたり、現在、日本社会に根づく男女間の格差を改善するために、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

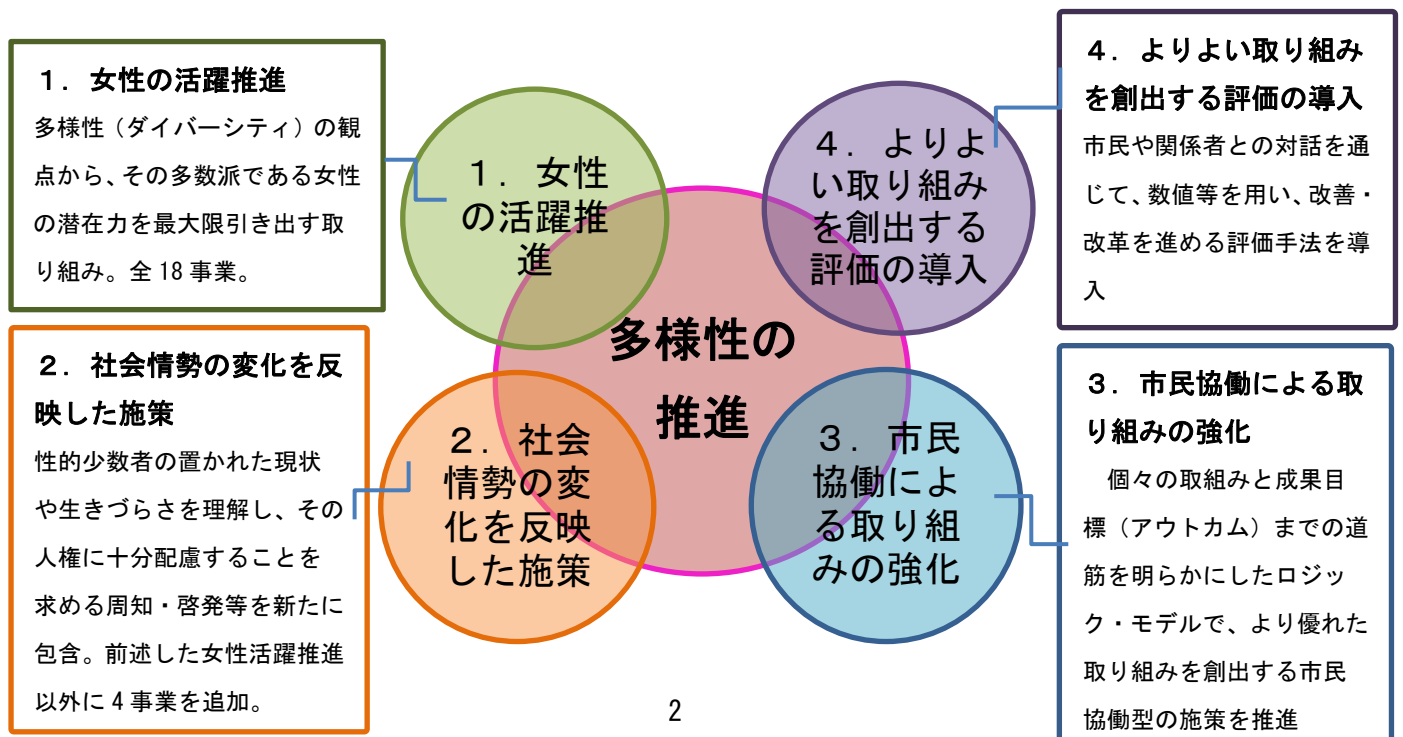
2. 計画（改訂版）の位置づけ・計画期間



計画名	年度	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
習志野市女性プラン																											
習志野市男女共同参画プラン																											
習志野市男女共同参画基本計画																											
習志野市第2次男女共同参画基本計画																											
習志野市第2次男女共同参画基本計画（改訂版）																											

3. 計画（改訂版）のポイント

多様な生き方や価値観を認め合い、その可能性を生かす「多様性（ダイバーシティ）」の推進



4. 計画の基本的考え方

(1) 計画の将来像

男女が互いの個性を尊重し、未来のために
みんながやさしさでつながる男女共同参画社会の実現をめざして

(2) 基本理念

- ① 人権の尊重
- ② あらゆる分野への活動の選択
- ③ 政策、方針の立案・決定への参画
- ④ 家庭生活と社会生活の両立
- ⑤ 生涯にわたる心身の健康維持

(3) 基本目標

基本目標Ⅰ

人権の尊重

人権尊重に基づく男女平等意識を確立するために、性による差別と人権侵害のない社会づくりを目指すとともに、家庭・地域・学校・職場等における男女平等教育・学習を推進します。

基本目標Ⅱ

あらゆる分野への参画と活動

男女の働き方、暮らし方の見直しに向けた取り組みを進めるとともに、互いに責任を分かち合い、多様な意見を反映させながら地域の中で安心して暮らせるまちづくりに努めます。

基本目標Ⅲ

家庭生活と社会生活の両立

地域の魅力や活力を高め、多様な人材の活躍を支えるため、仕事と育児、介護等の両立に向けてワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進する取り組みを進めます。

基本目標Ⅳ

生涯にわたる心身の健康維持

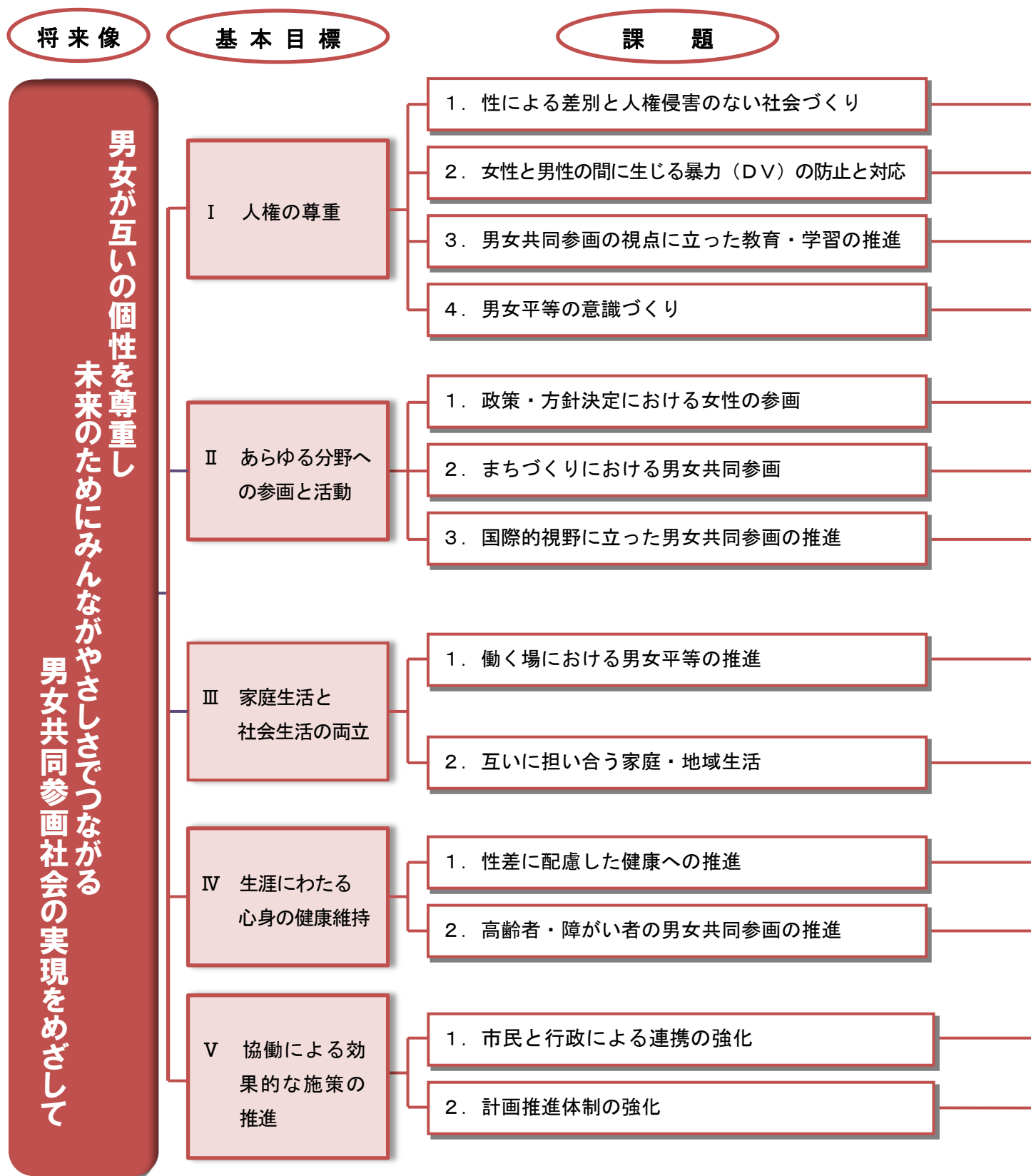
男女ともに健康や障がいの状態に応じ、適切に自己管理を行うことができる取り組みを実施します。

基本目標Ⅴ

協働による効果的な施策の推進

社会情勢等の変化に応じて効果的な取り組みを創出するために、市民や関係者、行政が連携し、「対話」を通じて持続的によりよい取り組みを創出する未来志向の評価を導入します。

5. 計画の体系



施策の方向

- | | |
|---------------------------|-----------------------------------|
| ①人権侵害のない環境の醸成 | ②メディアのあり方や制度・慣行の見直し |
| ①DV防止のための広報・啓発 | ②DV被害者が安心して相談できる体制づくり 重点施策 |
| ③DV被害者への生活再建に向けた支援 | ④DVの防止と対応のための関係機関等との連携・協力 |
| ①就学前における男女平等教育の推進 | ②学校における男女平等教育の推進 |
| ③家庭、地域、職場における男女平等教育・学習の推進 | |
| ①男女平等推進のための意識啓発 | ②男女平等推進のための情報収集と調査研究 |

- | | |
|----------------------------|-------------|
| ①市政における女性の参画促進 重点施策 | |
| ②事業所における多様性（ダイバーシティ）の推進 | 重点施策 |
| ①地域活動における男女共同参画の促進 | |
| ②女性の視点を盛り込んだ防災対策の促進 | 重点施策 |
| ①国際交流を通じた男女平等意識への理解の促進 | |

- | | |
|-----------------------------------|-------------|
| ①働き方の改革とワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進 | 重点施策 |
| ②雇用の分野における男女の機会均等、待遇改善の推進 | |
| ③農業従事者、自営業等における男女共同参画の推進 | |
| ④働く場における再チャレンジ支援 | |
| ①固定的な性別役割分担意識の見直しの促進 | |
| ②男女共同参画の視点に立った子育て支援の充実 | 重点施策 |
| ③男女共同参画の視点に立った介護支援の充実 | |

- | | |
|-------------------------|------------------|
| ①健康に関するあらゆる分野の情報提供 | ②性差に配慮した医療・保健の促進 |
| ③安心して妊娠・出産できる環境づくりの促進 | |
| ①男女共同参画の視点に立った高齢者の生活の充実 | |
| ②男女共同参画の視点に立った障がい者福祉の充実 | |

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| ①市民と行政との情報交換の推進 | ②市民との協働事業の充実 |
| ①習志野市男女共同参画審議会の充実 | ②男女共同参画センターの機能充実 |
| ③庁内推進体制の連携強化 | ④国・他の地方公共団体・公共的団体との連携強化 |

6. 指標一覧

(1) 成果目標(アウトカム)

成果目標（アウトカム）とは、目指す成果を具体的に表記した最上位の目標です。成果目標（アウトカム）は、「(取り組みの成果として) 地域社会がこのような状態になる」ということを明示します。成果目標（アウトカム）に沿って協働で取り組みを進めた後、成果の達成度を確認する社会調査等を実施するなど、これまでの取り組みの評価を行います。

● 成果目標(アウトカム)

- (1) 男女が対等な関係になり、互いの人権を尊重しあい、全ての人の平等が確保されます。
- (2) 方針や意思決定の場に参画する女性が増え、様々な分野で多様な人が活躍するようになります。
- (3) 家庭生活や社会生活を両立し、やりがいを持って働く従業員が多い事業所が増えていきます。

◆成果目標(アウトカム)の指標

項目		指標	基準値	目標値 (平成 31 年度)
1	DV の被害経験	DV の被害経験が過去に「何度もあった」、「1～2 度あった」とする人	43.8% (平成 24 年 12 月)	低減
2	市の審議会等委員における男女比率	市の審議会等委員における男女比率	27.6% (平成 26 年 4 月 1 日)	どちらかの性が 40%以上 60%以下
3	女性管理職割合 (習志野市役所)	習志野市役所における女性管理職割合	26.2% (平成 26 年 4 月 1 日)	30%以上
4	女性管理職がいる事業所	市内事業所における女性管理職 (事業所数・割合)	96 事業所 (53.5%) (平成 28 年 3 月末)	上昇
5	週 50 時間以上の長時間労働勤務者がいる事業所	週 50 時間以上の長時間労働勤務者が半数以上いる事業所の割合	18.6% (平成 28 年 3 月末)	低減
6	余暇活動の時間 (地域活動・文化活動・趣味の活動)をおおよそ持っている事業所	従業員が余暇活動の時間 (地域活動・文化活動・趣味の活動)をおおよそ持っている事業所の割合	55.3% (平成 28 年 3 月末)	上昇
7	従業員が家族との時間をおおよそ持っている事業所	従業員が家族との時間をおおよそ持っている市内事業所の割合	66.2% (下線の合計値)	上昇

(2) 参考指標（全 9 指標）

参考指標は、本計画を着実に実施することによって男女共同参画社会の形成が一層加速されるよう、その推移を定期的にフォローアップし、本市の動向を把握できるよう広く市民等に公表する参考データです。

基本目標		指標	
基本目標Ⅰ	人権の尊重	1	男女平等について話し合ったり、学習した経験
		2	本市に寄せられた配偶者等からの暴力相談件数
		3	DV被害経験について相談した人の割合
基本目標Ⅱ	あらゆる分野への参画と活動	4	女性活躍推進法に基づく事業主行動計画を策定した市内事業所
		5	女性活躍推進法第 17 条に基づく習志野市における女性の職業選択に資する情報の公表
基本目標Ⅲ	家庭生活と社会生活の両立	6	「男性は仕事、女性は家事・育児」という考え方について
		7	市内認可保育所・こども園（長時間児）入所（園）待機児童数の推移
		8	本市の 25 歳から 44 歳までの女性の就業率
基本目標Ⅳ	生涯にわたる心身の健康維持	9	健康に関する情報入手を「必ず実行」「たまに実行」の人

(3) 管理指標（全 27 事業に対し、30 の指標を設定）

具体的な取り組みや事業等の回数や人数など、年度単位の「量」的な実績の目標です。

基本目標		指標
基本目標Ⅰ	人権の尊重	14 事業(15 指標)
基本目標Ⅱ	あらゆる分野への参画と活動	管理指標に該当する事業はありません
基本目標Ⅲ	家庭生活と社会生活の両立	10 事業(12 指標)
基本目標Ⅳ	生涯にわたる心身の健康維持	1 事業(1 指標)
基本目標Ⅴ	協働による効果的な施策の推進	2 事業(1 指標)

* 一つの事業に対し、複数の課が取り組む場合、指標が複数に及ぶものもあります

7. 女性活躍推進法に基づく事業一覧（全 18 事業）

基本目標	事業 NO	事業名
基本目標Ⅰ 人権の尊重	2	セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた啓発の推進
	2	働く場におけるハラスメント等の防止に向けた啓発の推進
基本目標Ⅱ あらゆる分野への参画と活動	59	審議会等への女性委員の登用の推進
	63	市役所女性職員の活躍推進
	64	能力向上、意識啓発のための各種研修への女性職員の参加促進
	65	男女共同参画や女性活躍推進に関する表彰・認定制度の周知
	65	若者の採用・育成に関する認定制度の周知・認定に向けた支援

基本目標Ⅲ 家庭生活と 社会生活の両立		仕事と介護の両立支援に関する周知・登録制度の周知
		仕事と子育ての両立に関する表彰・認定制度の周知
	66	女性活躍、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に取り組む事業所に対する入札制度における優遇（インセンティブ）の付与
	67	認定（表彰）を受けた優れた事業所の取り組みに対する情報発信
	75	働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの意識啓発（市民）
	76	働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの意識啓発（事業所）
	77	働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの意識啓発（市職員）
	78	意欲的に働く人たちのネットワーク形成
	79	キャリア教育の推進
	82	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現度をチェックする自主点検表の作成
	86	農業従事者等における男女の経営参画の啓発
	88	創業・開業に対する支援
	89	就労や再就職に関する情報提供
	90	再チャレンジ支援講座の実施
	91	固定的役割分担意識を見直す講座等の実施

8. 新規事業（全 13 事業）

※印は、女性活躍推進法に基づく取り組みを示す。

基本目標	事業 NO	事業名
基本目標Ⅰ 人権の尊重	3	性的指向や性同一性障がい等により、困難な状況に置かれている人に対する理解促進
	22	就労や再就職に関する情報の提供
基本目標Ⅱ あらゆる分野への 参画と活動	63	※市役所女性職員の活躍推進
	65	※男女共同参画や女性活躍推進に関する表彰・認定制度の周知
		※若者の採用・育成に関する認定制度の周知・認定に向けた支援
		※仕事と介護の両立支援に関する周知・登録制度の周知
		※仕事と子育ての両立に関する表彰・認定制度の周知
基本目標Ⅲ 家庭生活と 社会生活の両立	66	※女性活躍、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に取り組む事業所に対する入札制度における優遇（インセンティブ）の付与
	67	※認定（表彰）を受けた優れた事業所の取り組みに対する情報発信
	77	※働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの意識啓発（市職員）
	78	※意欲的に働く人たちのネットワーク形成
	79	※キャリア教育の推進
基本目標Ⅴ 協働による効果的 な施策の推進	82	※ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現度をチェックする自主点検表の作成
	89	※就労や再就職に関する情報提供
	126	男女共同参画審議会と庁内担当課との連携
	127	庁内担当課の取り組みに対する相談支援、助言